

健康保険扶養対象の配偶者の方が、失業給付受給予定／受給中の場合はご確認ください

株式会社村田製作所
人事部 HR サービス課
社会保険担当

村田製作所健康保険組合では、配偶者の方が失業給付の受給を開始された後も、**失業給付の受給見込が年間 130 万円未満となる場合、健康保険の扶養を継続することが可能です。**

また国民年金についても、健康保険の扶養継続期間は第 3 号被保険者に該当いたしますので、健康保険と同様に、**失業給付の受給見込が年間 130 万円未満となる場合、第 3 号被保険者として加入を継続することが可能です。**（この認定基準については、年金事務所に確認済です。）

扶養認定要件は健保組合によって異なるため、失業給付の受給手続きの際、ハローワーク等で「失業給付の受給開始後は国民年金第 1 号への切替申請が必要」と案内される場合がありますが、**健康保険の扶養継続期間は、国民年金第 1 号への切替申請は不要です。**

ただし、ご自身で国民年金第 1 号への切替申請を行われた場合、**失業給付の受給終了までは国民年金第 3 号への切替申請はできかねますのでご注意ください。**

失業給付の受給見込が年間 130 万円以上となる場合（もしくは失業給付受給中のその他収入と合算した見込額が 130 万円以上となる場合）は、受給開始後に、健康保険の扶養削除申請および国民年金第 3 号の非該当申請を行ってください。

帳票は、健康保険組合サイトから取得いただけます。

【健康保険組合サイト URL】

<https://murata-kenpo.or.jp/consultation/join-leave.php>

※検索エンジンにて、「村田製作所 健康保険組合」で検索いただけます

【国民年金第 3 号に関する問い合わせ先】

CWS> 各種お問い合わせはこちらから> お問い合わせフォーム

※お問い合わせ種別：「健康保険・厚生年金に関すること」をご選択ください